



用語解説 直接的支援とは

被害者は、事件直後から数多くの問題に直面します。それらの問題の解決のためには、電話で話を聞いて助言等を行う「電話相談」だけでなく、以下に説明するような「直接的支援（直接支援）」と呼ばれる支援も大きな役割を果たしています。



付添い支援

被害者が様々な機関を訪問する際に、支援員が付添いをする支援。付添いをする先は、警察署、検察庁、裁判所、病院、自治体窓口等多岐にわたります。

例えば司法手続きに関わる機関は、多くの人にとっては日頃全く馴染みのない場所であるし、病院の待合室で他の人と一緒に長時間待たされたり、自治体窓口で手続きの度に被害に遭ったことの説明が必要だったりするなど、被害に遭ったことで生ずる様々な機関への訪問や、そこでの人との関わりに精神的な負担を感じる被害者も少なくありません。

そこで、そのような場所に支援員も同行することによって、その負担を少しでも和らげるとというのが、付添い支援の大きな目的です。その他にも、被害者の思いを代弁したり、担当者の意図が被害者にきちんと伝わるように説明を求めたりすることによって、被害者と、被害者に関わる担当者との相互理解を促進するという役割なども担っています。



自宅訪問

事件後の早い段階から支援を行なうことは、その後の被害者の回復のためには大切なことですが、事件直後の被害者にとって、家の外に出て、支援センターまで行くことは難しい場合もあります。そのような場合には、必要に応じて支援員が被害者の自宅を訪問し、面接を行います。

事件直後は特に被害者が多くの問題を同時に抱える時期であるため、被害者の話を聞いて状況を把握し、問題点の整理や助言、必要な情報の提供なども行います。

それぞれの支援センターによって、行なっている直接的支援の内容は異なり、また、被害者の状況により必要と判断される支援も異なりますが、他にも、

- 代理傍聴…加害者や他の傍聴人に顔を見られたくない、裁判の日にどうしても都合がつかないなどの理由で被害者が裁判を傍聴出来ない場合に、支援員が代わりに傍聴し、その内容を報告する支援
- 生活支援…家事の手伝いなど、被害者の日常生活をサポートする支援

等の直接的支援が行なわれています。

